

Info
1

子育て応援課からのお知らせ

ひとり親家庭への手当・医療費助成制度



市にはひとり親家庭の皆さんを応援するさまざまな制度があります。対象となる人は、忘れずに更新の手続きをしましょう。

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係(プラザけやき内☎35-0914)

■児童扶養手当

父母の離婚や死別などにより児童※を父、または母もしくは親に代わって養育している人に支給されます(所得制限あり)。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

●児童扶養手当の手当額が変更されました

「児童扶養手当施行令等の一部を改正する政令」が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、令和6年度の支給額が下表のとおり引き上げられました。なお、現在受給中の人には、変更後の支給額を通知しているので、確認ください。

支給区分		令和6年3月分まで (月額)	令和6年4月分 (月額)
本体額	全部支給	4万4,140円	4万5,500円
	一部支給	4万4,130円～1万410円	4万5,490円～1万740円
第2子 加算	全部支給	1万420円	1万750円
	一部支給	1万410円～5,210円	1万740円～5,380円
第3子以降 加算	全部支給	6,250円	6,450円
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

■ひとり親家庭等医療費助成金

ひとり親家庭などの父、または母もしくは親がいない児童の養育者と、児童を受給者とし、入院・通院にかかる保険診療適用分を助成します。受給者証は更新が必要ですので、ご注意ください。

対象者 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭などで、所得税非課税の世帯(同居する直系血族(扶養義務者)も含む)

※所得税課税であっても、扶養親族の状況により、対象となる場合があります。

受給者証有効期限 6月30日(日)

※受給者証をお持ちの人には、更新通知を送付しますので、手続きをお願いします。

持ち物 健康保険証(保護者、子)のコピー

■注意事項

- ・申請者の状況により、上記以外の持ち物の提出をお願いする場合があります。
- ・現在、非該当の人で再審査を希望する人は、再度申請が必要となりますので、子育て応援課家庭支援係までお越しください。

Info
2

子育てを手助けしてほしい人・お手伝いしたい人へ

かけがわファミリー・サポート・センター会員募集

かけがわファミリー・サポート・センターへ会員登録することにより、保育施設への送迎、放課後の子どもの預かりなどの援助を受けたり、行ったりすることができます。

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係(プラザけやき内☎35-0914)

■かけがわファミリー・サポート・センターとは

菊川市または掛川市に在住の人で、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)が会員になり、会員間による育児の助け合いをする有償ボランティア活動をしています。

■活動内容

- ・保育施設開始時刻前や終了後に預かり
- ・保育施設までの送迎
- ・学校の放課後の預かり
- ・保護者の病気や冠婚葬祭の際の預かり
- ・買い物や学校行事などの外出時の預かり

■利用料金

曜日など	時間	報酬 (1時間あたり)
平日	午前7時～午後7時	600円
	上記以外の時間	700円
土、日、祝日 年末年始	午前7時～午後7時	700円
	上記以外の時間	800円

※ おやつ代や送迎時の交通費などは実費です。

■会員条件

依頼会員 0歳～小学6年生までの子どもがいる人

提供会員 自宅で子どもを預かることができ、乳幼児や児童の保育に熱意のある人

※会員登録後に講習会を受講し活動を開始します。

※詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。

